

## (2) 課題

- ① 平成 17 年度～平成 19 年度の間、産業医に対して過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修を、精神科医等に対して産業保健に関する研修を実施してきており、それぞれ、11,460 人、1,646 人（うち、精神科医等に対する産業保健に関する研修受講者のうち、その情報提供に同意した者については、地域産業保健センターに登録：1,131 人が登録）修了しているのので、引き続き、研修を実施するとともに、今後は、産業医と精神科医等とのネットワークの強化に努める必要があるのではないかと。
- ② 地域産業保健センターにおける保健師の活用実績が少ないので、保健師等産業保健スタッフの積極的な活用を図る必要があるのではないかと。
- ③ 産業保健について習熟している専属産業医と臨床医としても活動する嘱託産業医の連携を考える必要があるのではないかと。

### <参考>

#### ア 共通

<産業保健委員会答申（15 ページ）>

就業者のメンタルヘルス対策を推進するうえで、（1）産業医と事業場外資源の医師との連携、（2）産業医と看護職・心理専門職との連携、（3）地域保健と産業保健の連携を図るための具体的な方法についてのガイドラインを作成する必要がある。

#### イ 産業医と精神科医等とのネットワークの強化関係

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（15 ページ）>

職場で生ずる種々の疾病や健康確保上の問題について、ケースによっては早期に臨床医による対応の必要があることなどから、産業医と臨床医の連携が確保されることが必要である。

例えば、メンタルヘルス対策に関しては、臨床精神科医との連携が十分とれていないとの回答が 4 割を超えているという調査（産業医科大学）がある。

<産業保健委員会答申（15 ページ）>

日頃から、産業医は、自らうつ病や自殺対策について理解を深めておくとともに、精神科医、心療内科医等のメンタルヘルスに関わる医師、医療関係者とのネットワークづくりをしておく必要がある。

#### ウ 産業医と保健師等産業保健スタッフとの連携関係

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（15 ページ）>

事業場における産業保健サービスの実施には、産業医が保健師等の産業保健スタッフと連携して活動する必要がある。特に今後対応を進めていく必要のあるメンタルヘルス対策においては、保健師や産業カウンセラーなどが産業医と協力しながら相談に対応するなど専門スタッフとの連携が極めて重要である。

今後、スタッフの専門性を育てつつ、積極的な活用を図るとともに、密接に連携を図っていくことが期待される。

<小規模事業場における健康確保方策の在り方に関する検討会報告書（6ページ）>  
健康診断結果に基づく保健指導の充実を図るため、保健婦・士を積極的に活用する必要がある。（中略）そのため、地域産業保健センターや地域の保健婦・士等の活用促進についての支援策について検討する必要がある。

<産業保健委員会答申（17ページ）>

また、メンタルヘルス対策を担う専門職として、産業カウンセラー、精神保健福祉士の活用を検討する必要がある。

## **エ 専属産業医と嘱託産業医の連携関係**

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（15ページ）>

地域産業保健センター、地域の医師会等を核として、産業保健について習熟している専属産業医と臨床医としても活動する嘱託産業医の連携等産業医間のネットワークを構築することにより、その両者の特性を活かし産業保健サービスの質の向上を図ることが期待される。

## 6 地域保健との連携の現状と課題

### (1) メンタルヘルス、自殺対策に係る地域の社会資源

#### ア 現状

メンタルヘルス・自殺対策に関する主な地域の社会資源には、以下のものが挙げられる。なお、社会資源ごとに提供できるサービスの種類（例：一次予防、二次予防、三次予防等）は異なる。

- ① 医療機関（病院、診療所）（日精協会員 1,215、日精診会員 1,469）
- ② 医療機関併設のメンタルヘルス対策支援機関  
（労災病院勤労者予防医療センター・勤労者予防医療部（32）、勤労者メンタルヘルスセンター（13）、など）
- ③ 精神保健福祉センター（66）
- ④ 保健所（571）
- ⑤ 健診機関
- ⑥ 民間有料相談機関
- ⑦ 民間無料相談機関（いのちの電話、NPO法人など）
- ⑧ 健康保険組合（健康保険組合連合会会員 1,502 など）

#### イ 課題

- ① 職域の社会資源と地域の社会資源の連携が十分に図られておらず、それへの対応が必要ではないか。
- ② 地域にある社会資源の種類・数、提供できるサービスについて、サービスを求めている事業場・労働者・家族等が把握しておらず、それにより、必要なサービスが提供されていないのではないか。

### (2) 地域・職域連携推進協議会の活用促進

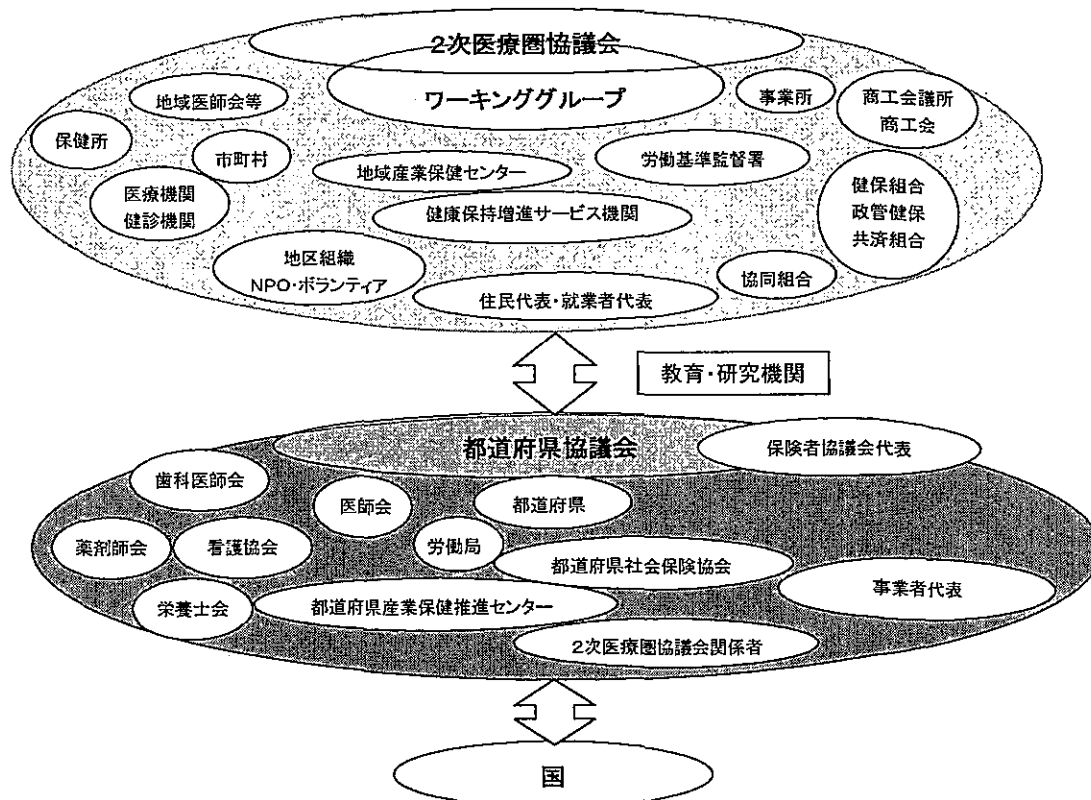
#### ア 現状

- ① 位置づけ
  - ・ 地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進のため、関係機関等から構成される協議会としての位置づけがなされている。
  - ・ 地域・職域連携推進協議会は、都道府県及び2次医療圏を単位として設置し、地域・職域連携共同事業の企画・実施・評価等において中核的役割を果たしている。

② 目的と役割

都道府県協議会	2次医療圏協議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関係団体等）の実施している保険事業等の情報交換、分析及び第三者評価</li> <li>○都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議</li> <li>○各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施</li> <li>○事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討</li> <li>○協議会の取組の広報、啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2次医療圏固有の健康課題の明確化</li> <li>○共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進</li> <li>○健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等の実施</li> <li>○健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整</li> <li>○健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換、方策の協議、調整</li> <li>○具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報</li> <li>○圏域の市町村、事業所への支援</li> <li>○協議会の取組の広報、啓発</li> </ul>

③ 構成メンバー



④ 実績

平成18年3月31日現在、都道府県協議会は43カ所、2次医療圏協議会は194カ所設置。

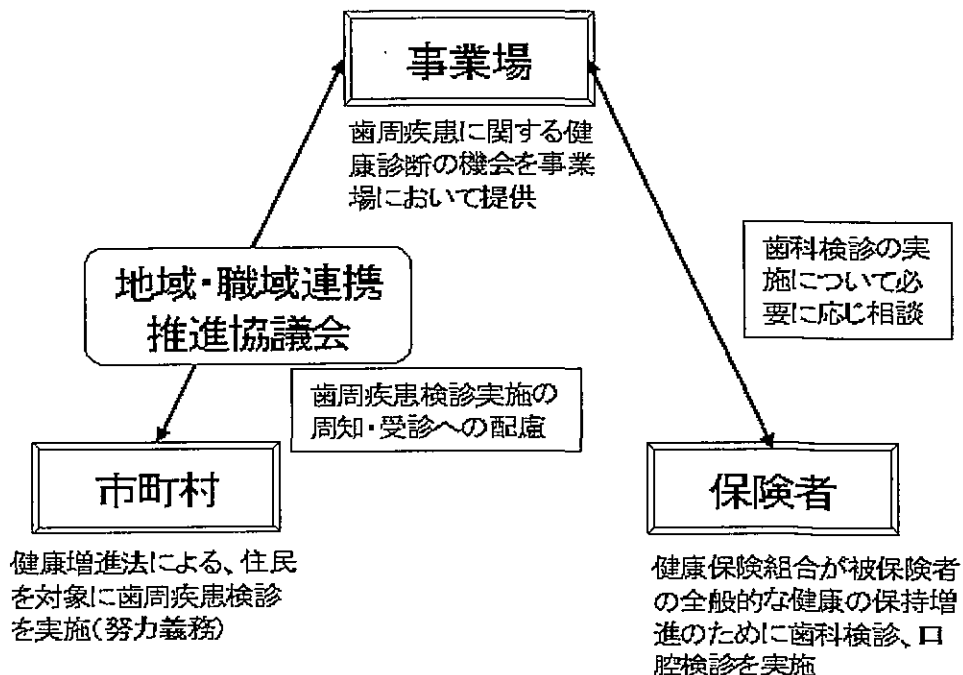
## イ 課題

- ① 職域関係者のメンバーは労働行政関係者にとどまり、事業者の参加が少ないことが指摘されている。(具体的には、どこに声をかけてよいかわからない、事業者の情報が少ない。)
- ② 2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、複数の2次医療圏協議会に労働基準監督署が参画をしなければならず、協力が得られにくいことが指摘されている。
- ③ 職域関係者との連携については、関係者の連携事業のメリット等について明確化されていないことから、都道府県や2次医療圏での具体的な連携事業の取組が進んでいないことが指摘されている。  
(指摘内容は平成18年度地域・職域連携支援検討会報告書から抜粋)

## <参考1>

- 歯周疾患 ～地域・職域を通じた検診機会の確保～

「歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について」平成20年5月30日基発第0530003号



●がん検診 ～がん検診事業の評価に関する委員会報告書より抜粋～

① 現状及び基本的な考え方

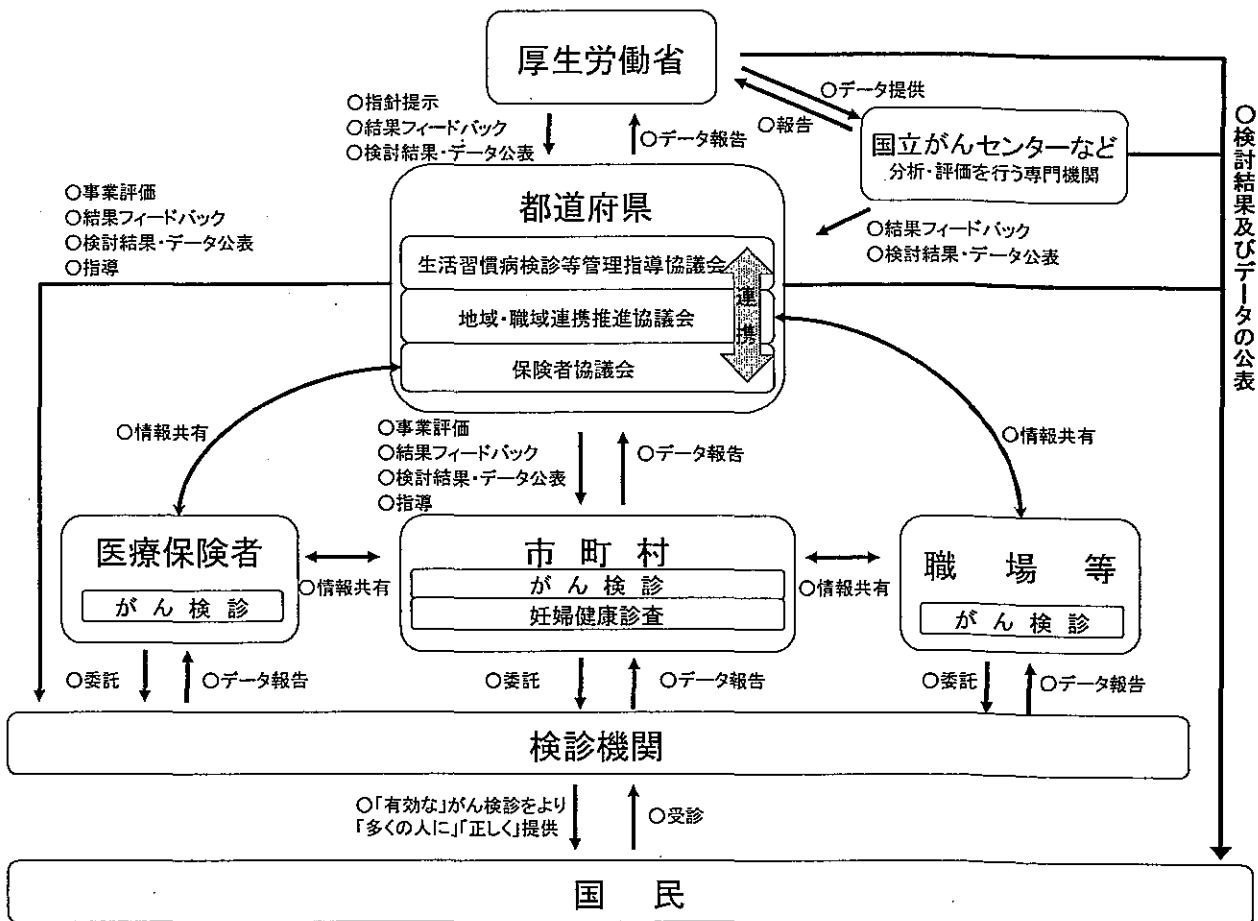
現在国民の受けているがん検診の約半数は職場におけるがん検診であり、特に比較的若年の男性（～ 50 歳代）においては、多くが職場においてがん検診を受けている。また、妊婦健康診査時にも子宮がん検診が実施されることがあり、これら職場におけるがん検診や妊婦健康診査において実施されているがん検診についても、精度管理及び事業評価を行うことが望まれる。

② 具体的な対応

具体的には、以下のような取組が考えられる。

- ・生活習慣病検診等管理指導協議会は、「地域・職域連携推進協議会」、「保険者協議会」及び母子保健担当部局との協力を得た上で、職場等における検査項目や受診者数等の把握を行う。
- ・都道府県や市町村は、がん検診実施機関毎の精度管理の状況について、企業、保険者及び母子保健担当部局等に情報提供を行う。

がん検診の精度管理・事業評価の流れ(全体像)



<参考2>

<産業保健委員会答申（12ページ）>

都道府県や二次医療圏に設置される地域・職域連携推進協議会には、小規模事業場の産業保健について熟知した者を含めて議論する必要がある。地域・職域連携推進協議会は、都道府県医師会産業医部会や産業保健推進センターが主導して推進する必要がある。

「地域産業保健センターにおける産業医登録数」  
 及び「精神科医等のための産業保健研修会」  
 (平成17年度～平成19年度)修了者の登録数の状況

都道府県	センター数	産業医登録数	精神科医等登録数	1センター当たり 産業医登録数	1センター当たり 精神科医等登録数
北海道	17	1,012	33	59.5	1.9
青森	6	298	11	49.7	1.8
岩手	7	429	21	61.3	3.0
宮城	6	751	30	125.2	5.0
秋田	6	268	15	44.7	2.5
山形	6	491	15	81.8	2.5
福島	8	607	41	75.9	5.1
茨城	9	556	11	61.8	1.2
栃木	8	426	16	53.3	2.0
群馬	8	516	30	64.5	3.8
埼玉	9	1,321	21	146.8	2.3
千葉	9	723	21	80.3	2.3
東京	18	2,704	66	150.2	3.7
神奈川	12	1,079	61	89.9	5.1
新潟	11	778	22	70.7	2.0
富山	4	267	24	66.8	6.0
石川	5	433	14	86.6	2.8
福井	4	302	12	75.5	3.0
山梨	4	63	4	15.8	1.0
長野	9	278	13	30.9	1.4
岐阜	7	799	8	114.1	1.1
静岡	8	839	33	104.9	4.1
愛知	14	1,409	32	100.6	2.3
三重	7	424	19	60.6	2.7
滋賀	4	261	18	65.3	4.5
京都	7	620	28	88.6	4.0
大阪	13	2,451	63	188.5	4.8
兵庫	11	1,562	39	142.0	3.5
奈良	4	318	17	79.5	4.3
和歌山	5	227	16	45.4	3.2
鳥取	3	348	11	116.0	3.7
島根	4	349	10	87.3	2.5
岡山	7	374	66	53.4	9.4
広島	9	1,014	36	112.7	4.0
山口	9	400	23	44.4	2.6
徳島	4	222	13	55.5	3.3
香川	5	438	27	87.6	5.4
愛媛	6	735	26	122.5	4.3
高知	4	246	5	61.5	1.3
福岡	12	1,752	31	146.0	2.6
佐賀	4	330	8	82.5	2.0
長崎	6	436	23	72.7	3.8
熊本	7	300	22	42.9	3.1
大分	5	435	7	87.0	1.4
宮崎	4	504	18	126.0	4.5
鹿児島	7	682	38	97.4	5.4
沖縄	5	265	13	53.0	2.6
合計	347	31,042	1,131	89.5	3.3



「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」  
及び「精神科医等のための産業保健研修会」実施状況  
(平成17年度～平成19年度合計)

過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会		精神科医等のための産業保健研修会		
都道府県	受講者数	都道府県	受講者数	承諾者数
北海道	359	北海道	49	33
青森	148	青森	14	11
岩手	250	岩手	29	21
宮城	240	宮城	42	30
秋田	171	秋田	17	15
山形	117	山形	21	15
福島	223	福島	70	41
茨城	140	茨城	17	11
栃木	127	栃木	19	16
群馬	172	群馬	38	30
埼玉	413	埼玉	37	21
千葉	180	千葉	28	21
東京	1176	東京	143	66
神奈川	441	神奈川	105	61
新潟	257	新潟	30	22
富山	146	富山	30	24
石川	88	石川	21	14
福井	103	福井	14	12
山梨	70	山梨	4	4
長野	155	長野	19	13
岐阜	204	岐阜	11	8
静岡	426	静岡	44	33
愛知	377	愛知	52	32
三重	123	三重	21	19
滋賀	152	滋賀	24	18
京都	238	京都	40	28
大阪③	1212	大阪	107	63
兵庫	365	兵庫	56	39
奈良	192	奈良	25	17
和歌山	143	和歌山	21	16
鳥取	142	鳥取	17	11
島根	107	島根	16	10
岡山	296	岡山	88	66
広島	238	広島	42	36
山口	197	山口	33	23
徳島	156	徳島	17	13
香川	123	香川	39	27
愛媛	277	愛媛	32	26
高知	62	高知	5	5
福岡	549	福岡	43	31
佐賀	90	佐賀	10	8
長崎	134	長崎	26	23
熊本	203	熊本	30	22
大分	101	大分	11	7
宮崎	134	宮崎	20	18
鹿児島	166	鹿児島	53	38
沖縄	77	沖縄	16	13
合計	11,460	合計	1,646	1,131

※「精神科医等の産業保健研修会」の「承諾者数」は個人情報第三者提供承諾者数を示す。

## 日本医師会認定産業医（平成2年度～）の状況

（平成20年5月現在）

都道府県	認定産業医数
北海道	3,041
青森	701
岩手	908
宮城	1,419
秋田	717
山形	750
福島	1,151
茨城	1,228
栃木	1,585
群馬	1,237
埼玉	2,601
千葉	2,128
東京	10,521
神奈川	3,558
新潟	1,164
富山	680
石川	766
福井	461
山梨	387
長野	1,381
岐阜	1,163
静岡	1,711
愛知	4,250
三重	999
滋賀	711
京都	1,466
大阪	6,252
兵庫	3,040
奈良	622
和歌山	686
鳥取	481
島根	510
岡山	1,253
広島	1,837
山口	1,064
徳島	630
香川	746
愛媛	985
高知	449
福岡	3,452
佐賀	511
長崎	863
熊本	1,060
大分	697
宮崎	792
鹿児島	1,140
沖縄	556
合計	74,310

